

平成 27(2015)年度

自己点検・評価報告書

平成 28(2016)年 3 月

エリザベト音楽大学

自己点検・評価項目

I. 使命・目的等

1. 使命・目的及び教育目的の明確性 ……………2
2. 使命・目的及び教育目的の適切性 ……………6
3. 使命・目的及び教育目的の有効性……………8

VIII. 自己点検・評価

1. 自己点検・評価の適切性 ……………10
2. 自己点検・評価の誠実性 ……………12
3. 自己点検・評価の有効性 ……………13

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1)1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2)1-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

エリザベト音楽大学の創設者、ベルギー国籍のイエズス会士エルネスト・ゴーセンス神父は、自ら敵国人として捕虜収容の苦々しい体験を有する身でありながら、世界最初の原子爆弾投下により廃墟と化した広島の様状を見て非常に心を痛めた。日本の青少年に再び芸術を愛し平和を愛する心を取り戻したい、それも音楽教育をとおしてとの思いで、昭和22(1947)年に小さな神父館の一室に「広島音楽教室」(現、エリザベト音楽大学付属音楽園)を開設し、翌昭和23(1948)年に県公認「広島音楽学校」を開校した。現在のエリザベト音楽大学の始まりである。

「学校法人エリザベト音楽大学寄附行為」第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、カトリック精神に基づいて他者のために生きる人を育てることを目的とする。」と大学設置の目的が規定されている。本法人のもと、本学はカトリック・キリスト教精神、特に「他者のために生きる人を育てる」というイエズス会の教育理念に基づく音楽教育を行ってきた。

建学の精神において、本学が目指す教育の使命・目的等について、より具体的に表記されている。

【建学の精神】

大学の究極目的は、人間社会全体の形成であり、従って、個人の完成である。芸術は、人格の開発と表現のためにも、神との一致の道を切り開く人間相互の一致のための手段としても重要であることから、本大学は、人格完成を芸術、特に音楽の観点から強調するのである。

それゆえ、深く音楽芸術に関する理論及び技能を教授研究するとともに、広く知識を授け、良識ある音楽家を育成することを旨とする。

1. 本大学は、カトリシズムの精神に基づいて創立され、かつそれを指導原理としている。
2. 本大学は、カトリック・イエズス会の教育方針に従い、一般教育科目及び外国語科目にも力を注いでいる。
3. 本大学は、すべての人々は兄弟・姉妹であるという精神から、家族的雰囲気をもととする学生1人1人とのきずなを教育の礎としている。
4. 本大学は、一般音楽の他に、グレゴリアン・チャント、ポリフォニー及び現代宗教音楽

等の教授・研究において他にみない特色を有している。

5. 本大学は、国際的な友好関係のもとに維持されており、日本古来の文化と西欧文明との融合をその究極の使命としている。

6. 本大学は、音楽芸術をとおして、神秘的観想の精神に達することを究極の教育理想としている。

大学及び大学院の教育目的は、それぞれの学則第1章総則において定められている。

【音楽学部】

第1条 本大学は、カトリシズムの精神に基づいて教育を施し、広く知識を授けるとともに、深く音楽芸術に関する理論及び技能を教授研究し、良識ある音楽家を育成することを目的とする。

【大学院】

第1条 エリザベト音楽大学大学院は、音楽の理論及び実践を教授研究し、専攻分野における研究能力及び豊かな学識を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2. 本大学院の人材養成に関する目的は次に掲げるとおりとする。

(1) 修士課程は、広い視野に立って専攻分野における専門的な知識・技能を高めるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要の優れた能力を備えた国際性豊かな人材の養成を目的とする。

(2) 博士後期課程は、音楽の専攻分野について研究者として自立して創作、表現、研究活動を行い、又はその他の高度な専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えた学際的な人材の養成を目的とする。

さらに音楽学部の2学科（音楽文化学科及び演奏学科）及び各専修・専攻（音楽文化学科：音楽文化専修、幼児音楽教育専修、音楽コミュニケーションデザイン専修、演奏学科：声楽専攻、鍵盤楽器専攻、管弦打楽器専攻）、そして大学院修士課程の各専攻は、次のとおり教育目的を定め、教育活動を行っている。

【音楽文化学科】

音楽文化学科は、広く音楽文化、音楽芸術、音楽教育に関わる専門領域について、カトリシズム（普遍性）の精神と幅広い視野の下に理論と実践の両面から学ぶことで、音楽・芸術を愛し、地域社会や国際社会の音楽的発展に貢献できる力を養うことを目的とする。

・音楽文化専修

音楽に対する愛と探求心を持ち、特に、音楽創作、音楽研究、音楽教育の領域における幅広い専門知識と豊かな思考力、実践力によって、地域社会及び国際社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

- ・ 幼児音楽教育専修

幼稚園教諭免許課程の学修をするとともに、自らの音楽技術と豊かな感性を磨き、さらに幼児の音楽教育の指導について専門的な知識と指導力を習得することにより、音楽をベースとしながら幼児の人格形成の基礎を培う保育者となる人材を養成することを目的とする。

- ・ 音楽コミュニケーションデザイン専修

音楽の基礎力をもとに、応用音楽学と心理学領域からのアプローチにより、繊細な感受性と豊かなコミュニケーション力、柔軟な人間理解の視点を身につけ、音楽産業、メディア、教育、医療、福祉機関等、広く社会で文化的貢献ができるクリエイティブな人材を養成することを目的とする。

【演奏学科】

演奏学科は、日々の研鑽と美の追求によって、優れた演奏能力と人生を豊かに歩むための哲学や教養を身につけること、また、アンサンブルをとおして「他者のために生きる」意味を学ぶことで、人々の心に潤いを与え、地域社会や国際社会に貢献できる音楽家、指導者となる力を養うことを目的とする。

- ・ 声楽専攻

「声」という自らを楽器とする特性を生かせるよう、筋肉の鍛錬、呼吸法、歌唱法を研究、実践し、「ことば」と「おと」の融合芸術を身体をとおして表現する技術を学び、演奏、指導によって社会のあらゆる場面で貢献できる人材を養成することを目的とする。

- ・ 鍵盤楽器専攻

バロックから現代に至るまで幅広い時代の鍵盤楽器楽曲を、奏法、曲の成り立ち、社会的背景等の観点から多角的に研究し、幅広い視野を持ち、自らの探究心を高めることで、演奏家、指導者として社会に貢献できる人材、そして豊かな教養ある人材を養成することを目的とする。

- ・ 管弦打楽器専攻

音楽を愛するものとして、個々の演奏技術を高め、多様なアンサンブルをとおして社会性を養い、使命感・誇り・探究心を持って、社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

【大学院音楽研究科・修士課程】

- ・ 音楽学専攻

作曲・指揮・音楽学・音楽教育学の各分野における専門研究のほか、学部で培った知識と技能を一層深める特殊研究や、自由で学際的に学べる関連学科目によって、高度な研究能力及び豊かな学識を養うことを目的とする。

・宗教音楽学専攻

宗教音楽学・宗教声楽・オルガンの各分野における専門研究のほか、学部で培った知識と技能を一層深める特殊研究や、自由で学際的に学べる関連学科目によって、高度な研究能力及び豊かな学識を養うことを目的とする。

・声楽専攻

声楽の分野における専門研究のほか、学部で培った知識と技能を一層深める特殊研究や、自由で学際的に学べる関連学科目によって、高度な研究能力及び豊かな学識を養うことを目的とする。

・器楽専攻

鍵盤楽器・弦楽器・管打楽器の各分野における専門研究のほか、学部で培った知識と技能を一層深める特殊研究や、自由で学際的に学べる関連学科目によって、高度な研究能力及び豊かな学識を養うことを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

エリザベト音楽大学教育理念は、建学の精神をふまえて策定し、学内各所に日本語及び英語で公示している。初めにモットーとしての「教養・実力・慈愛のある音楽家の育成」を掲げ、後段に本学が目指す人材養成について簡潔に表している。平成 21(2009)年度には、教育理念の一つの語句(カトリシズム)について、理解を容易にするために注記を加えた。

平成 25(2013)年度には、教育理念に直結した行動標語「音楽をとおして 私が変わり 世界を良くする人になる」を定め、学生・教職員に対してこの標語の周知を図っている。

【エリザベト音楽大学教育理念】

《教養・実力・慈愛のある音楽家の育成》

カトリシズム*（普遍性）の精神に基づき、
幅広い教養・専門教育をとおして、
自分を高め、「他者のために生きる」人材を養成する。

音楽芸術および音楽教育に関する
理論、技能および実践の教授研究により、
芸術を愛し「美」の追求に真摯な人材を養成する。

平和を愛し、
地域社会および国際社会、とりわけアジア地域に
貢献する人材を養成する。

*「カトリシズム」とは、カトリック教会の世界観を表し、現代では世界に開かれた教会として、神の恵みの普遍性に基づいて、あらゆる人間の尊厳を認め、人間性を開花させる

ところに神との調和を見出す思想。キリスト教的ヒューマニズムとも呼べるもの。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1)1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2)1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 個性・特色の明示

本学の建学の精神、学則、教育理念において、本学の精神基盤を成す個性・特色は、「カトリシズム（普遍性）の精神」、「カトリック・イエズス会の教育方針」、「『他者のために生きる』人材の養成」、「国際性」という言葉によって明示されている。

これらの特色に関して、研修会や各種行事等をとおして教職員の認識を深め、学生に対しては、特に「カトリシズム（普遍性）の精神」、「カトリック・イエズス会の教育方針」について、必修科目に位置づけている「人間学」（聖書学）あるいは「宗教音楽」（グレゴリオ聖歌）等、特徴ある授業の中で伝えている。さらに、「他者のために生きる」精神については、クリスマスコンサートをはじめとするチャリティーコンサートの開催、国内外での社会貢献と奉仕活動を行うサービスラーニングの実施等、様々な体験活動を通じて体得させている。

ベルギー人のエルネスト・ゴーセンス神父を初代学長とする本学は、短期大学開設時に、ベルギー国エリザベト王太后をはじめとする諸外国の協力を得ており、以来、国際性を視野に入れた教育を積極的に行ってきた。大学院音楽研究科開設後はアジアをはじめ各国の留学生が修士号又は博士号を取得し、母国の音楽文化の発展に寄与している。

1-2-② 法令への適合

「学校法人エリザベト音楽大学寄附行為」第3条において、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが明記されている。さらに、大学設置基準第2条（教育研究上の目的）に従い、本学学則あるいはその他の定めにおいて、教育目的についても規定し公表している。

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、教育情報の公表を求めた平成23(2011)年施行の学校教育法施行規則（第172条2）に関しても、本学はホームページにおいてすべて公表しており、法令を順守した大学運営を行っている。

1-2-③ 変化への対応

エリザベト音楽大学の建学の精神は、昭和 27(1952)年の短期大学開設趣旨書における根本精神が原点となっている。その精神の重要性と価値は、建学以来長く尊重され、継承されてきたが、長文で読みにくい点もあるとの指摘もあった。そこで、平成 20(2008)年の創立 60 周年記念中長期計画策定を機に、建学の精神をより簡潔に表した教育理念を新たに策定した。

平成 24(2012)年度には専任教職員の各部署責任担当者からなる戦略会議を立ち上げ、教育理念に基づき 10 年後の本学のあるべき姿としてのヴィジョンを定めることで、戦略的 大学経営と運営の策定を目指した。平成 25(2013)年度には、教育理念、ヴィジョンに基づいた戦略マップを作成した。さらにヴィジョンの実現に向けて、教育理念に直結した行動 標語「音楽をとおして 私が変わり 世界を良くする人になる」を定め、学生・教職員に対 してこの標語の周知を図っている。

【ヴィジョンー10 年後のエリザベト音楽大学のあるべき姿ー】

1. 進路を含む充実したサポート体制のもと、質の高い教育を保証し、地元から選ばれ評価 される大学となる。
2. 一人ひとりを大切にす家族的气氛のもと、カトリシズムに基づく教育を堅持し、宗 教音楽を基盤とする音楽の幅広い専門教育と研究に卓越する。
3. 時代のニーズに応える音楽領域の研究と活動を実践し、子どもから高齢者に至るまで教 育成果を提供し、地域社会と国際社会への貢献力を高める。
4. 教職員の質の向上を図り、教育研究環境の充実と共に大学発信力を高め、安定した学生 数に基づく財務を確立する。

本学は 1 学部 4 学科（音楽学科、宗教音楽学科、声楽学科、器楽学科）の体制が長年続 いていたが、4 学科の枠組みを超え、各自のニーズに合わせた教育を可能にするために、 平成 13(2001)年度より 2 学科（音楽文化学科、演奏学科）に改組を行った。

本学は、従来から数多くの中学・高等学校音楽科教員の養成実績があったが、近年、幼 稚園・保育園関係者から、音楽能力の高い教員（保育者）を養成してほしいとの希望があ り、建学の精神及び教育理念の方針とも一致することとして、平成 15(2003)年度より、音 楽文化学科において、幼児音楽教育専修（幼稚園教諭一種免許取得課程）を開設した。

平成 24(2012)年度には、「地域社会に貢献する人材の養成」における新たな取り組みと して、学生が卒業後に、音楽産業、放送・出版関係、文化施設・ホール等で活躍すること を目指す音楽コミュニケーションデザイン専修を音楽文化学科に設置した。

さらに、本学は文部科学省の方針に対応して、全国的にも珍しい高校 2 年修了飛び入学 制度（アーティスト 21 特別入学試験）を平成 16(2004)年度より実施している。また在学 中に小学校教諭二種免許状取得を目的とする玉川大学通信教育部との提携したプログラム を平成 19(2007)年度より行っている。

平成 20(2008)年度より、建学の精神及び教育理念にある国際交流を広め、国際社会へ貢 献する学生を育成する試みとして、夏季休暇中にアジア・オセアニア地域のイエズス会大 学が合同で実施するサービスマーケティング、もしくはアジア地域カトリック大学合同学生会

議に学生及び教職員を派遣している。本学同様にカトリシズム精神を基盤とした教育を行っている上智大学との間では、国内留学が可能となる学生交流協定を平成 22(2010)年に締結した。

本学の学部の教育目的、さらに 3 つの方針等の策定に際しては、学長、学事部長、学部長、研究科長、学科長、専修・専攻、及び教養・教職の代表等が出席する学務・入学試験委員会において審議が開始された。その後、学科会議、専修・専攻会議等において個別に審議が行われ、再度学務・入学試験委員会において提示された目的や方針原案の内容及び表記について調整が行われた。1-1-①に記載されている教育目的については、平成 24(2012)年度に学務・入学試験委員会、学科会議等を経て、最終的には教授会の審議を経て決定された。大学院における教育目的及び 3 つの方針等については、研究科教育運営委員会及び研究科委員会において審議され、決定された。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1)1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2)1-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

役員及び全ての教職員は、就任に際して、寄附行為及び大学の精神的背景についての理解が求められる。専任教職員については、大学の歴史及び建学の精神の理解を深めることを目的とする研修が毎年実施されている。

本学の教育理念のモットーは、協議会において検討され、作成された。教育理念は、理事会構成員による中長期計画の検討に際して原案が作成され、その後理事会で承認され、協議会及び教授会の議を経て最終的に確定した。ヴィジョン及び行動標語は、専任教職員の各部署責任担当者からなる戦略会議において検討が行われ、原案作成の後、全専任教職員の全体会合において承認された。

教育目的に関しては、学部両学科所属教員及び大学院研究科担当教員により起案され、学務・入学試験委員会、及び教授会、研究科委員会での審議を経て決定された。

1-3-② 学内外への周知

本学では、大学の歴史及び建学の精神については、新入生オリエンテーション及び 1 年次を対象とする必修科目である「教養演習」において説明を行っている。全学生に配布される「学生生活の手引き」にも記載され、学生生活オリエンテーションにおいてその説明

が行われるほか、学生に対する様々な機会を通じて、本学を支える精神性についての指導は行われている。

教育理念を学生及び学内外の人々に周知することを目的として、大学ロビー、セシリアホール、ザビエルホール、学生控室及び講師控室の全5個所に和英対訳で刻字した銘板を設置している。全学生・教職員に配布する学生便覧、「学生生活の手引き」、そして大学ホームページにも建学の精神、教育理念そして行動標語は掲載されており、周知徹底が図られている。教育目的については、ホームページにおいて掲載している。本学セシリアホール（パイプオルガン）を背景にした行動標語ポスターは、学内各所に掲示され、教職員・学生への浸透が図られている。さらに学内外向けの印刷物においても、このデザインは活用され、とりわけ地元のプロオーケストラの広島交響楽団が年間演奏スケジュールを発表する『Yearbook』における、本学の広告ページの視覚的効果は高く評価されている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

平成20(2008)年に本学創立60周年記念中長期計画を策定する際には、理事会構成員が、大学の歴史を含む建学の精神を振り返りつつ、はじめに教育理念の原案を作り、その後教育理念を念頭において中長期計画を策定した。

3つの方針への使命・目的及び教育目的の反映については、学科会議、専修・専攻会議等での検討を元に、学務・入学試験委員会での審議を経て、教授会において決定された。その際、大学の使命・目的との整合性、文言表記の統一等に留意して慎重な審議が行われた。(3つの方針については、基準2を参照。)

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教育目的の実現のために、音楽学部は2学科(音楽文化学科及び演奏学科)から成り、各学科の下に専修・専攻(音楽文化学科：音楽文化専修、幼児音楽教育専修、音楽コミュニケーションデザイン専修、演奏学科：声楽専攻、鍵盤楽器専攻、管弦打楽器専攻)がある。それぞれが3つの方針をもって教育が行われている。

さらに大学教育・研究を補完する施設であり、宗教音楽関係の蔵書収集に特色のある図書館及びカトリック教育の拠点であるキャンパス・ミニストリーが設けられている。大学よりも1年早く開設され、園児、児童及び生徒に対して質の高い音楽教育を行う附属音楽園、音楽の実技指導又は各種講座を広く一般に提供するエクステンションセンターが設置されている。宗教合唱に特化した大学附属室内合唱団であるエリザベトシンガーズもまた、本学教育理念を具現化する演奏団体である。

これらを総合して、本学は地域社会及び国際社会に対して、使命・目的の達成に向けて学生ほか多くの人々を育成している。

基準 8. 自己点検・評価

8-1. 自己点検・評価の適切性

《8-1 の視点》

8-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

8-1-② 自己点検・評価体制の適切性

8-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 8-1 の自己判定

基準項目 8-1 を満たしている。

(2) 8-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

8-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

エリザベト音楽大学の使命・目的は、学則第 1 条及び大学院学則第 1 条第 1 項において明示しており、これらを受けて学則第 2 条第 1 項で「本大学は、その教育研究水準の向上を図るとともに、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」、大学院学則第 2 条第 1 項で「本大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と規定している。この規定に基づき、本学では自己点検・評価を実施する組織として平成 4(1992)年度から自己評価委員会（平成 16(2004)年度から自己評価・FD 運営委員会と改称）を立ち上げ、委員会規程を定めて、毎年度自己点検・評価活動を行ってきた。平成 22(2010)年度には外部の認証評価（日本高等教育評価機構）も受審し、認定されたところであり、その後も、自己点検・評価項目を新たに策定し直した上で、点検・評価と報告書の作成をしている。こうしたことから、本学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価は適切である。

8-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価を実施する自己評価・FD 運営委員会は、本学では教職員による委員をもって構成され、委員長及び委員の任免は学長が行う（自己評価・FD 運営委員会規程第 3 条第 2 項）。同委員会は、自己点検・評価の実施要領を作成し、年次計画により実施の指示を行い、その結果を取りまとめ、毎年学長に報告し、教授会を経て、ホームページで公表している。同委員会が平成 24(2012)年度に新たに策定し直した自己点検・評価項目は以下のとおりである。

I. 使命・目的等

1. 使命・目的及び教育目的の明確性
2. 使命・目的及び教育目的の適切性
3. 使命・目的及び教育目的の有効性

II. 学修と教授

1. 学生の受入れ

2. 教育課程及び教授方法
3. 学修及び授業の支援
4. 単位認定、卒業・修了認定等
5. キャリアガイダンス
6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック
7. 学生サービス
8. 奨学金制度
9. 教員の配置・職能開発等
10. 教育環境の整備

III. 研究活動

1. 理論系教員による研究成果の発表状況
2. 演奏系教員による研究成果の発表状況
3. 研究誌の発行状況と編集方針
4. 研究費の財源（学外からの資金の導入状況、科学研究費補助金の採択状況等）
5. 研究費の配分方法
6. 学会等への参加状況

IV. 国際交流

1. 留学生の受入れ状況（受入れ数、寄宿舍等）、指導体制
2. 在学生の海外留学・研修の方針と状況
3. 海外の大学との交流の状況
4. 教員の海外における活動状況
5. 海外からの研究者、演奏家の招致状況

V. 経営・管理と財務

1. 経営の規律と誠実性
2. 理事会の機能
3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
4. コミュニケーションとガバナンス
5. 業務執行体制の機能性
6. 財政基盤と収支
7. 会計

VI. 社会との連携

1. 附属音楽園及びエクステンションセンター
2. 公開講座の開設状況
3. 教員の学外活動状況
4. 音楽活動を通じた社会貢献

VII. 自己評価体制

1. 自己点検・評価の適切性
2. 自己点検・評価の誠実性
3. 自己点検・評価の有効性

これまでにホームページで公表してきた報告書は以下のとおりである。

年度	報告書名	自己点検・評価項目	作成年月	備考
平成24年度	平成24(2012)年度 自己点検・評価報告書	学修と教授	平成25年5月	ホームページで公表
平成25年度	平成25(2013)年度 自己点検・評価報告書	国際交流、社会との連携	平成26年3月	ホームページで公表
平成26年度	平成26(2014)年度 自己点検・評価報告書	研究活動、経営・管理と財務	平成27年3月	ホームページで公表

このように、本学では自己点検・評価を行う体制として自己評価・FD 運営委員会を置き、毎年点検・評価を実施し報告書を公表しており、自己点検・評価は適切に実施されている。

8-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学ではこれまで年次計画により自ら点検・評価を行い、4年ごとに本学独自の大学全体としての自己点検・評価報告書を作成し、また学校教育法第109条第2項及び学校教育法施行令第40条の定めに従って、7年ごとの外部機関による認証評価を受審して自己点検評価書を作成してきた。自己点検・評価報告書に関しては、今回は平成28(2016)年5月に公表し、外部の認証評価は平成29(2017)年度に受審する予定であり、本学の自己点検・評価の周期は適切である。

8-2. 自己点検・評価の誠実性

＜8-2の視点＞

- 8-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 8-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 8-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1)8-2の自己判定

基準項目8-2を満たしている。

(2)8-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

8-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学は事務局が中心となって各種データを整備し、共有している。入学定員・収容定員、在学者数、就職状況、教員数等の基礎データを、教育研究上の目的・組織、教員業績等とともに本学ホームページの「情報公開」に公表している。

基準8-1-③のとおり、自己評価・FD 運営委員会が年次計画を立て、毎年自己点検・評価を行っている。同委員会が選定した評価項目について、前述のデータ等をもとに委員の担当者が素案を作成し、委員会で精査・確認しており、透明性の高い自己点検・評価といえる。

8-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

エリザベト音楽大学管理運営規則(別表第2事務分掌)に応じて、総務部(総務、会計)と学事部(学務、学生生活、演奏活動、入試広報・企画)は、自己点検・評価活動に限ら

ず現状把握のために必要な調査とデータ収集を行っている。

学生による授業評価アンケートでは、学生自身と授業に関わる質問事項について選択式により回答し、授業に対する個々の意見や要望等については自由に記述できる。学生ポータルサイトの導入により集計の分析と担当教員へのフィードバックが速やかに行われるようになり、集計結果はポータルサイト上で常時確認できる。また、卒業時に行うアンケート調査では授業評価アンケートの結果とともに学生の主観的な学習意識を確認している。(基準 2-6-①参照。)

キャリア支援室では、学部 3・4 年生を対象に進路調査を実施し、それをもとにキャリアコンサルティング有資格者が個人面談を行っている。就職活動や進学に向けてサポートするだけでなく、対話をとおして学生一人ひとりの適正や能力を把握・理解し、必要に応じて教員や他の職員と情報を共有している。

教育の取組み改善に役立てるため、平成 25(2013)年度より教育懇談会を実施している。事前に保証人にアンケートを行い、保証人の本学に対する意識・評価、学生の家庭での様子等を調査し、客観的な現状把握にも努めている。

さらに、平成 26(2014)年度より大学 IR コンソーシアムに加盟し、同年度より学生調査を開始した。IR に関する業務は IR 実施委員会が行い、今後、他大学との比較とともに学生の経年変化を分析し、教育研究の改善・向上につなげる。

教員の教育研究活動については、全専任教員に対し毎年 9 月に前年度分の業績の提出を求め、ホームページ上に公表している。

8-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己評価・FD 運営委員会がまとめた自己点検・評価報告書は、教授会で報告のうえ教職員に配布している。

平成 9(1997)年 3 月、本学最初の自己点検・評価報告書『エリザベト音楽大学 現状と課題』を発行した。第 2 回目は平成 14(2002)年 3 月に発行し、いずれも文部科学省、関係機関や他大学に配布している。学内においては図書館で常時閲覧できる。

平成 23(2011)年 3 月に日本高等教育評価機構により認定された『平成 22 年度大学機関別認証評価 自己評価報告書』と、平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度にまとめた報告書は現在ホームページ上で閲覧できる。

8-3 自己点検・評価の有効性

≪8-3 の視点≫

8-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1)8-3 の自己判定

基準項目 8-3 を満たしている。

(2)8-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

8-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

自己評価・FD 運営委員会がまとめた自己点検・評価報告書、及び日本高等教育評価機構から受けた認証評価の内容は、8-1 及び 8-2 で述べたとおり教授会で報告のうえ教職員に配布されている。これらは、大学の中期計画や年度目標、事業計画の策定において活用され、当該年度及び中長期の全学的課題として、教職員間で認識の共有が図られている。

上記の年度目標等に掲げられた課題は、教学面、経営面、施設設備等、その内容や性質に応じて、然るべき会議体や委員会、部局で検討されたのち、結果については随時、教授会等をとおして教職員に報告される。また、毎年 9 月に行われている教職員研修会も、認識共有のための有効な機会となっており、当該年度の諸分野の目標（経営、教育研究、施設設備、等）についての現況や自己点検・評価の進捗状況が報告されるほか、諸課題の解決に向けて教職員の FD・SD 向上を図るための講演等も行われている。

学生による授業評価アンケートについては、結果をポータルサイトに掲載することで担当教員への速やかなフィードバックを行うとともに、教員の側も学生からの評価に対する回答を提示することにより、次セメスターないし次年度の授業に有効に反映させている。

教職員による授業相互参観では、参観期間の終了後、授業観察票が参観を受けた教員に提示され、改善のために役立てられている。

平成 25(2013)年度より実施している教育懇談会及び保証人への事前アンケートについては、集計結果等の報告が速やかに教職員に周知され、新たな課題の発見や認識につながられている。

以上、自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みは、適切に確立され、大学運営の全般において有効に機能している。